

豊岡市景観計画の変更について

1. 変更の趣旨

豊岡らしい景観を守り、育て、磨きをかけて、次の世代へ引き継ぐために、平成23年6月に景観法に基づく景観行政団体となり、これからの景観まちづくりの指針となる「豊岡市景観計画」を平成24年8月に策定しました。また、平成24年11月から豊岡市景観条例を施行し、建築行為等に対する助言・指導を通して豊岡らしい景観への誘導を図っています。

一方、景観を構成する重要な要素である屋外広告物については、兵庫県屋外広告物条例により規制を行ってきましたが、景観法の制定に伴う屋外広告物法の改正により、景観行政団体である市が主体的に屋外広告物条例を制定することが可能となりました。

豊岡市では、総合的・計画的な景観施策の推進のため、屋外広告物に関する事項を景観計画に定め、屋外広告物法第6条の規定に基づき景観計画に即して豊岡市屋外広告物条例を制定し、豊岡市景観条例との連携により豊岡らしい景観のさらなる保全と創造に向けての取り組みを進めます。

このため、景観計画に屋外広告物の制限に関する事項を定めるに当たり、「豊岡市景観計画」を変更するものです。

2. 変更の概要

(1) 「屋外広告物の行為の制限に関する事項」の規定 (P3-22～P3-23)

変更前の「第3章 3.6 (4)屋外広告物の行為の制限に関する事項」を削除し、「第3章 3.6 屋外広告物の行為の制限に関する事項」を新たに規定する。

【変更理由】

景観行政団体である市が、屋外広告物条例を制定し、市全域において地域の特性に応じた屋外広告物の規制誘導を行うため、屋外広告物の表示に関する基本方針及び、区域区分の設定及び屋外広告物の表示に関する制限事項を規定する。

(2) 「広告景観モデル地区（行為の制限に関する事項）」の規定 (P3-24～P3-34)

「第3章 3.7 広告景観モデル地区（行為の制限に関する事項）」を新たに規定する。

【変更理由】

特徴的な景観を有し、また広告物と地域環境との調和が特に必要な地域については、広告景観モデル地区に指定し、地域と調和した屋外広告物への誘導を行うため、広告景観モデル地区の指定基本方針及び、個別方針と広告景観形成基準を規定する。

(3) 「その他景観法に基づく主な事項」の規定 (P3-35～P3-36)

変更前の「第3章 3.6 その他景観法に基づく主な事項」のうち屋外広告物の行為の制限に関する事項を削除したうえで「第3章 3.8 その他景観法に基づく主な事項」に転置する。

【変更理由】

「屋外広告物の行為の制限に関する事項」及び「広告景観モデル地区（行為の制限に関する事項）」の新規規定に伴う転置であり、変更前の「第3章 3.6 (4)屋外広告物の行為の制限に関する事項」の削除以外の変更なし。